

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

・ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65、 ポリソルベート80	1
・ケイ酸カルシウム	2
・L-アスコルビン酸カルシウム	3
・ネオテーム	4
・次亜塩素酸水	5
・ブタナール	6

2 農薬

・メタルデヒド	7
・フルフェノクスロン	8
・ペノキスラム	10
・ビフェントリン	12
・フェンヘキサミド	15
・スピロメシフェン	16
・クロルフェナピル	19
・シフルメトフェン	20
・ピリプロキシフェン	22
・フルオピコリド	25
・ピラクロニル	27
・フェンブコナゾール	29
・ジメトモルフ	31
・ジノテフラン	33
・イミダクロプリド	37
・ウニコナゾールP	38
・テブコナゾール	40

・トルフェンピラド	41
・アミトラズ	43
・キノキシフェン	44
・ジクロトホス	46
・シニドンエチル	48
・ニトラピリン	50
・フルリドン	51
・クミルロン	52
・シメコナゾール	54
・アメトリン	56
・シアゾファミド	57
・ピリプロキシフェン（清涼飲料水）	58
・クロルピリホス	59
・クロルピリホス（清涼飲料水）	60
・アゾキシストロビン（清涼飲料水）	61

3 動物用医薬品

・フルフェニコール	62
・フルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フルコール 200注射液）及び豚の注射剤（フルコール100注射液）	63
・フルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 (ニューフロール)	64
・エチプロストントロメタミン	65
・エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤 (プロスタベットC) 及び豚の注射剤(プロスタベットS)	66
・トルトラズリル	67
・アミトラズ	70
・アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤 (アピバール)	71

・マルボフロキサシン	72
・マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (マルボシル2%、同10%)	74
・ジノテフラン	75
・ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない 動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	79
・カナマイシン	80
・豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン	81
・豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン (ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」)	82
・ヒアルロン酸ナトリウム	83
・ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤 (ハイオネット)	84
・チルミコシン	85
・リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤 (ミコラル経口液、経口用ミコラル)	86
・ニトロフラン類(ニトロフラゾン、ニトロフラントイソ、フラゾリドン 及びフラルタドンをいう)	87
・パロモマイシン	88
・ベンジルペニシリン	89
・トリニューモウイルス感染症生ワクチン	90
・トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)	91
・マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス) ・鶏痘混合生ワクチン	92
・マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス) ・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)	93
・豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン	94
・豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン (インゲルパックPRRS生ワクチン)	95
・豚オーエスキ一病(gI-、tk-)生ワクチン	96
・豚オーエスキ一病(gI-、tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)	97
・鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン	98

・鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリスCAV P4)	99
・フルニキシン(フルニキシンメグルミン)	100
・セフチオフル	102
・セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)	104
・メロキシカム	105
・メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)	107
・アボパルシン	108
・ドラメクチン	109
・エトキサゾール	111
・エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤 及びエトキサゾール(原液)	112
・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体) 鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイト リル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、 同5%注射液、同10%注射液)	113
・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサルジン液)	114
・チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤 (ミコチル300注射剤)	115
・塩酸ジフロキサシン	116
・塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン) 及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)	118
・リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン 20%(原薬))及び豚の飼料添加剤(動物用フルモチルプレミックス -20、同一50、同一100)	119

4 化学物質・汚染物質

・水道に供給される水の水質基準の設定(塩素酸)	120
・四塩化炭素(清涼飲料水)	121
・1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	122
・1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	123
・シスー1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン (清涼飲料水)	124

・塩素酸（清涼飲料水）	125
・ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）	126
・抱水クロラール（清涼飲料水）	127
・塩素（残留塩素）（清涼飲料水）	128

5 器具・容器包装

・乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正 （ポリエチレンテレフタレートの追加）	129
・ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	130

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

<遺伝子組換え食品>	
・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604	131
・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275系統	132
・プロテアーゼ	133
・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統	134
・除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統	135
・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を 掛け合わせた品種	136
・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統 を掛け合わせた品種	137
・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤 グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	138
・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604	

系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を 掛け合わせた品種	139
---	-----

<遺伝子組換え飼料>

・高リシントウモロコシLY038系統	140
・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604	141
・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275系統	142
・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統	143

2 新開発食品

・毎日コツコツふりかけ	144
・おなか納豆	145
・ガイオ タガトース	146
・オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン	147
・自然のちから サンバナバ	148
・リメイク コレスティロック 粒	149
・ヒアロモイスチャーS	150
・プリトロール	151

3 肥料・飼料等

・アボパルシン	152
・グルコン酸カルシウム	153
・二ギ酸カリウム	154
・ギ酸カルシウム	155

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65、ポリソルベート80
評価品目の分類	添加物
用 途	乳化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月8日付け厚生労働省発食安第1008003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	添加物の指定（乳化剤）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>ポリソルベート20、同60、同65及び同80の一日摂取許容量（ADI）をグループとして、10mg/kg体重/日と設定する。</p> <p>（平成19年6月7日府食第573号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年7月4日、平成19年8月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年2月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申</p> <p>（食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは差し支えない。なお、指定にあたっては、使用基準及び成分規格を設定することが適当である。）</p>
施策の概要等	<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、平成20年4月ごろに策定予定。</p> <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、対象食品ごとに使用基準を定める。 <p>ただし、ポリソルベート60、ポリソルベート65又はポリソルベート80の1種以上と併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和がポリソルベート80の基準値以下でなければならないこととした。また、低カロリー食品としての特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は、この限りでないこととした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>意見照会により、ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65及びポリソルベート80については、使用基準を変更した場合において、食品健康影響評価の結果に影響を与えることがない旨、内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ケイ酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用 途	粉末状または顆粒状食品の固結防止剤、錠剤・カプセル食品の製造用剤（賦形剤、分散剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月15日付け厚生労働省発食安第0815002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（固結防止剤及び製造用剤）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>ケイ酸カルシウムが食品添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（A D I）を特定する必要はない。</p> <p>（平成19年7月26日府食第719号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年8月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年2月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申 （食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは差し支えない。なお、指定にあたっては、使用基準及び成分規格を設定することが適当である。）</p>
施策の概要等	<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、平成20年4月ごろに策定予定。</p> <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、使用基準を定めるとともに成分規格を定める。 <p>対象食品として母乳代替食品及び離乳食品に使用してはならないこととする。また、使用量は食品の2.0%以下でなければならないこととする。ただし、微粒二酸化ケイ素と併用する場合は、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならないこととする。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	L-アスコルビン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用 途	食品の酸化防止、栄養強化
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年10月3日付け厚生労働省発食安第1003002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	添加物の指定（食品の酸化防止、栄養強化）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>L-アスコルビン酸カルシウムが食品添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。</p> <p>（平成19年8月23日府食第799号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年8月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年2月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申 （食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは差し支えない。なお、指定にあたっては、成分規格を設定することが適当である。）</p>
施策の概要等	<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、平成20年4月ごろに策定予定。</p> <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ネオチーム
評価品目の分類	添加物
用 途	甘味料及び香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	添加物の指定（甘味料及び香料）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> ネオチームのADI（ADI）を1.0mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「評価結果」抄> なお、限られたデータではあるが、本物質の分解においても、生体にとって特段問題となるような影響は認められていない。 (平成18年10月19日府食第826号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年12月 8日、平成19年 3月20日、平成19年 7月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月16日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは差し支えない。なお、指定にあたっては、成分規格を設定することが適当である。)
施策の概要等	平成19年12月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	・平成19年12月28日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知（食安発第1228001号）し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	次亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用 途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	添加物の成分規格改正（殺菌料）
評価結果の概要	今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、平成20年5月ごろに策定予定。 (施策の概要) ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 意見照会により、次亜塩素酸水については、成分規格改正案の一部を変更した場合において、食品健康影響評価の結果に影響を与えることがない旨、内閣府食品安全委員会事務局長に確認済。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタナール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	ブタナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年3月22日府食第296号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年8月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年9月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年10月26日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・ 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・ 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない。」とする使用基準及び成分規格を設定。なお、添加物としての名称は「ブチルアルデヒド」とした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・ 平成19年10月26日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1026001号）し、指導を要請。
その他特記事項	-

(継続 18 下)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタアルデヒド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年12月25日付け厚生労働省発食安第1225009号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	メタアルデヒドの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年7月19日府食第701号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年10月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェノクスロン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年8月3日付け厚生労働省発食安第0803002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	フルフェノクスロンの一日摂取許容量（ADI）を0.037mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年4月19日府食第391号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年10月 1日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成19年10月26日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年10月26日から適用。ただし、一部の食品については平成20年4月26日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>42.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>77.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>46.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	42.8	幼小児（1～6歳）	77.6	妊婦	33.4	高齢者（65歳以上）	46.8
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	42.8										
幼小児（1～6歳）	77.6										
妊婦	33.4										
高齢者（65歳以上）	46.8										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1026001号～1026003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項	—										

別添

フルフェノクスロン

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
そらまめ	0.2
西洋わさび	0.05
こまつな	10
きょうな	10
チングンサイ	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜(注1)	5
しゅんぎく	10
レタス	10
その他のきく科野菜(注2)	2
アスパラガス	0.5
パセリ	10
みつば	10
ピーマン	1
その他のなす科野菜(注3)	3
かぼちや	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.2
その他のうり科野菜(注4)	0.5
ほうれんそう	10
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	1
えだまめ	5
その他の野菜(注5)	10
ネクタリン	0.7
その他のスパイス(注6)	10
その他のハーブ(注7)	10

(注 1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注 2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注 3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注 4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注 5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注 6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注 7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペノキスラム										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年2月14日付け厚生労働省発食安第0214001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	ペノキスラムの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月9日府食第770号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 7月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	0.3	幼小児（1～6歳）	0.6	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）	0.3
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	0.3										
幼小児（1～6歳）	0.6										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）	0.3										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001号～1228003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

ペノキススラム

食品名	残留基準値 ppm
米	0.05

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェントリン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年7月25日付け厚生労働省発食安第0725002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718013号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	ビフェントリンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年5月10日府食第459号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 7月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>57.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>33.2</td> </tr> </tbody> </table>			EDI／ADI(%)	国民平均	29.9	幼小児（1～6歳）	57.8	妊婦	25.4	高齢者（65歳以上）	33.2
	EDI／ADI(%)										
国民平均	29.9										
幼小児（1～6歳）	57.8										
妊婦	25.4										
高齢者（65歳以上）	33.2										
」（報告書抜粋）とされている。											
施策の実効性確保措置	・平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001号～1228003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項											

別紙

ビフェントリン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.5
大麦	0.05
ライ麦	0.05
そば	0.05
大豆	0.1
えんどう	0.1
そらまめ	0.1
らつかせい	0.1
さといも類	0.05
かんしょ	0.05
やまいも	0.05
その他のいも類(注1)	0.05
さとうきび	0.01
だいこん類の根	0.1
だいこん類の葉	1
かぶ類の葉	3.5
クレソン	2
ケール	3.5
こまつな	3.5
きような	3.5
チンゲンサイ	3.5
その他のあぶらな科野菜(注2)	3.5
チコリ	0.1
エンダイブ	2
しゅんぎく	0.1
レタス	3.0
ピーマン	0.5
その他のなす科野菜(注6)	0.5
かぼちゃ	0.4
しろうり	0.4
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜(注7)	0.4
ほうれんそう	0.2
しようが	0.05
未成熟えんどう	0.6
未成熟いんげん	0.6
えたまめ	0.6
りんご	1
ネクタリン	1
あんず	1
うめ	1
ラズベリー	1.0
ブラックベリー	1.0
パパイヤ	0.5
マンゴー	0.3
その他の果実(注8)	0.3
ひまわりの種子	0.1
ごまの種子	0.1

(注 1) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

(注 2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注 3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注 4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注 5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

(注 6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注 7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注 8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注 9) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

(注 10) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注 11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びゴマの種子以外のものをいう。

(注 12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注 13) 「その他の陸生哺乳類に属する動物」とは、陸生哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注 14) 「その他の家きん」とは、家きんのうち鶏以外のものをいう。

【農業】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンヘキサミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月3日付け厚生労働省発食安第0803001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	一
評価結果の概要	フェンヘキサミドの一日摂取許容量（A D I）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年6月21日府食第612号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 8月29日、平成19年10月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロメシフェン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年8月23日付け厚生労働省発食安第0823003号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718017号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	スピロメシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年6月28日府食第637号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>37.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>73.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>41.2</td> </tr> </tbody> </table>			EDI／ADI(%)	国民平均	37.1	幼小児（1～6歳）	73.4	妊婦	29.4	高齢者（65歳以上）	41.2
	EDI／ADI(%)										
国民平均	37.1										
幼小児（1～6歳）	73.4										
妊婦	29.4										
高齢者（65歳以上）	41.2										
」（報告書抜粋）とされている。											
施策の実効性確保措置 ★日付、通知番号のみ修正	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001号～1228003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

スピロメシフェン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.01
大麦	0.01
とうもろこし	0.02
その他の穀類(注1)	0.01
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう)	0.02
その他のいも類(注2)	0.02
てんさい	0.01
クレソン	12
キャベツ	2.0
芽キャベツ	2.0
ケール	12
きょうな	12
チンゲンサイ	12
カリフラワー	2.0
ブロッコリー	2.0
その他のあぶらな科野菜(注3)	12
チコリ	12
エンダイブ	12
しゅんぎく	12
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	12
その他のきく科野菜(注4)	12
パセリ	12
その他のせり科野菜(注5)	12
トマト	0.7
ピーマン	0.45
なす	0.45
その他のなす科野菜(注6)	0.45

スピロメシフェン(続き)

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり(ガーキンを含む)	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.1
しろうり	0.1
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜(注7)	0.1
ほうれんそう	12
しようが	0.02
その他の野菜(注8)	12
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
おうとう(チェリーを含む)	5
いちご	2.0
その他の果実(注9)	0.45
綿実	0.5
茶	30
その他のスパイス(注10)	10
その他のハーブ(注11)	10
牛の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注12)の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部位	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部位	0.05
乳	0.01

残留基準値はスピロメシフェン (3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4,4]ノナ-3-エン-4-イル=3, 3-ジメチルブチラート) 及び 4-ヒドロキシ-3-メシチル-1-オキサスピロ[4,4]ノナ-3-エン-2-オンの総和をスピロメシフェンとして示す。

(注 1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注 2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

(注 3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注 4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注 5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

(注 6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注 7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注 8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

(注 9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。

(注 10) 「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルフェナピル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年10月4日付け厚生労働省発食安第1004002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718029号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	クロルフェナピルの一日摂取許容量（A D I）を0.026mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年9月27日府食第921号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルメトフェン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年10月21日付け厚生労働省発食安第1021004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	シフルメトフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.092mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年4月19日府食第390号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年10月 1日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年10月26日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年10月26日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。										
【リスク評価結果との関係】											
	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>5.7</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI／ADI(%)	国民平均	5.1	幼小児（1～6歳）	13.2	妊婦	5.0	高齢者（65歳以上）	5.7
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	5.1										
幼小児（1～6歳）	13.2										
妊婦	5.0										
高齢者（65歳以上）	5.7										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1026001号～1026003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別添

シフルメトフェン

食品名	残留基準値
	ppm
なす	5
すいか	0.5
メロン類果実	1
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実(注1)	10
りんご	3
日本なし	3
西洋なし	3
もも	0.5
とうとう	10
いちご	3
茶	20
その他のスパイス(注2)	20

(注1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718032号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月2日府食第749号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>25.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	14.3	幼小児（1～6歳）	25.2	妊婦	13.2	高齢者（65歳以上）	14.0
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	14.3										
幼小児（1～6歳）	25.2										
妊婦	13.2										
高齢者（65歳以上）	14.0										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001号～1228003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

ピリプロキシフェン

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類(いんげん、ささげを含む)	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
その他の豆類(注1)	0.2
はくさい	0.7
キャベツ	0.7
芽キャベツ	0.7
ケール	2.0
こまつな	2.0
きょうな	2.0
チンゲンサイ	2.0
カリフラワー	0.7
ブロッコリー	0.7
その他のあぶらな科野菜(注2)	2.0
たまねぎ	0.15
ピーマン	3
その他のなす科野菜(注3)	2
きゅうり(ガーキンを含む)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.1
しろり	0.1
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜(注4)	0.1
オクラ	0.02
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜(注5)	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ	0.2
もも	1.0
ネクタリン	1.0
あんず(アブリコットを含む)	1.0
すもも(ブルーンを含む)	1.0
おうとう(チェリーを含む)	1.0

注1 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

注2 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注7 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ピリプロキシフェン(続き)

食品名	残留基準値 ppm
いちご	0.3
ブルーベリー	1.0
ハックルベリー	1.0
その他のベリー類果実(注6)	1.0
ぶどう	0.5
パパイヤ	1.0
アボカド	1.0
グアバ	0.1
マンゴー	1.0
パッションフルーツ	0.1
その他の果実(注7)	1.0
綿実	0.05
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類(注8)	0.02
茶	0.3
その他のスパイス(注9)	1.0
その他のハーブ(注10)	2.0
牛の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注11)の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定)	0.01
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定)	0.01
ミネラルウォーター類	0.3

注9 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルオピコリド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年12月13日付け厚生労働省発食安第1213001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	フルオピコリドの一日摂取許容量（ADI）を0.079mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年9月20日府食第904号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 8月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 1月 9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年1月24日、食品規格に関する告示を公布。 平成20年 1月24日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	0.3	幼小児（1～6歳）	0.8	妊婦	0.1	高齢者（65歳以上）	0.2
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	0.3										
幼小児（1～6歳）	0.8										
妊婦	0.1										
高齢者（65歳以上）	0.2										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0124001号～0124003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

フルオピコリド

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.05
ぶどう	2

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロニル										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年1月13日付け厚生労働省発食安第0113006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	ピラクロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.0044mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月2日府食第748号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 7月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	3.9	幼小児（1～6歳）	7.0	妊婦	2.9	高齢者（65歳以上）	4.0
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	3.9										
幼小児（1～6歳）	7.0										
妊婦	2.9										
高齢者（65歳以上）	4.0										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001号～1228003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

ピラクロニル

食品名	残留基準値 ppm
米	0.05

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンブコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年2月27日付け厚生労働省発食安第0227002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718036号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年4月26日府食第431号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 5月25日、平成19年 6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月12日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月12日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月12日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月12日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	10.3	幼小児（1～6歳）	27.4	妊婦	9.6	高齢者（65歳以上）	10.4
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	10.3										
幼小児（1～6歳）	27.4										
妊婦	9.6										
高齢者（65歳以上）	10.4										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1212001号～1212003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

フェンブコナゾール

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.1
大麦	0.2
ライ麦	0.1
らっかせい	0.1
きゅうり(ガーリックを含む)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む)	0.05
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.2
みかん	1.0
なつみかんの果実全体	1.0
レモン	1.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1.0
グレープフルーツ	1.0
ライム	1.0
その他のかんきつ類果実(注1)	1.0
りんご	1
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.1
びわ	0.1
もも	0.5
ネクタリン	1.0
あんず(アブリコットを含む)	0.5
すもも(ブルーンを含む)	1.0
うめ	2
おうとう(チェリーを含む)	1
ブルーベリー	0.3
クランベリー	0.5
ハックルベリー	0.3
その他のベリー類果実(注2)	0.3
ぶどう	3
バナナ	0.05

フェンブコナゾール(続き)

食品名	残留基準値 ppm
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
茶	10
その他のスパイス(注3)	1.0
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類(注4)に属する動物の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん(注5)の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

(注 1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注 2) 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注 3) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注 4) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注 5) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメトモルフ										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年5月23日付け厚生労働省発食安第0523001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718039号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	ジメトモルフの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年4月5日府食第334号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年10月 1日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年10月26日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年10月26日から適用。ただし、一部の食品については平成20年4月26日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	10.1	幼小児（1～6歳）	16.8	妊婦	7.2	高齢者（65歳以上）	10.1
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	10.1										
幼小児（1～6歳）	16.8										
妊婦	7.2										
高齢者（65歳以上）	10.1										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1026001号～1026003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別添

ジメトモルフ

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類	0.3
はくさい	2.0
キャベツ	2.0
芽キャベツ	2.0
ケール	2.0
こまつな	2.0
きょうな	2.0
チンゲンサイ	2.0
カリフラワー	2.0
ブロッコリー	2.0
その他あぶらな科野菜(注1)	2.0
レタス	10
たまねぎ	2.0
ねぎ	2
にんにく	2.0
その他ゆり科野菜(注2)	2.0
トマト	3
ピーマン	1.5
なす	1.5
その他なす科野菜(注3)	1.5
きゅうり	0.7
かぼちゃ	1
しろうり	0.5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜(注4)	0.5

ジメトモルフ(続き)

食品名	残留基準値 ppm
えだまめ	10
その他の果実(注5)	1.5
ホップ	60
その他のスパイス(注6)	1.5
その他のハーブ(注7)	20
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類(注8)の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する腎臓	0.01
牛の食用部分	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する食用部分	0.01
乳	0.01

(注 1) 「他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注 2) 「他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注 3) 「他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注 4) 「他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注 5) 「他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注 6) 「他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注 7) 「他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注 8) 「他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフラン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	ジノテフランの一日摂取許容量（ADI）を0.22mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年7月26日府食第722号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年10月 1日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年10月26日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年10月26日から適用。ただし、一部の食品については平成20年4月26日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>13.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	12.9	幼小児（1～6歳）	23.4	妊婦	10.3	高齢者（65歳以上）	13.9
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	12.9										
幼小児（1～6歳）	23.4										
妊婦	10.3										
高齢者（65歳以上）	13.9										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1026001号～1026003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

(別紙1)

ジノテフラン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 2	1
大豆	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 3	3
かぶ類の根	○ 0.5	0.2
かぶ類の葉	○ 5	5
クレソン	○ 5	5
はくさい	○ 1.4	1.4
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 1.4	1.4
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	● 3	5
チングンサイ	○ 10	5
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 5	5
アーティチョーク	○ 5	5
チコリ	○ 5	5
エンダイブ	○ 5	5
しゅんぎく	○ 20	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	○ 5	5
その他のきく科野菜 ⁶	○ 5	5
ねぎ(りーキを含む)	○ 5	5
その他のゆり科野菜 ⁷	○ 0.7	0.7
にんじん	○ 0.7	0.2
パセリ	○ 5	5
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 ⁸	○ 5	5
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ⁹	○ 5	5
きゅうり(ガーベルを含む)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 2	2
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 2	2

ジノテフラン(つづき)

食品名		残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ほうれんそう	○	15	5
オクラ	○	2	
未成熟えんどう	○	5	
えだまめ	○	2	2
その他の野菜 ¹²	○	5	5
みかん	○	2	2
なつみかんの果実全体	○	1	1
レモン	○	3	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	○	3	3
グレープフルーツ	○	3	3
ライム	○	3	3
その他のかんきつ類果実 ¹³	○	3	3
りんご	●	0.5	0.7
日本なし	○	1	1
西洋なし	○	1	1
もも	○	3	3
ネクタリン	○	2	2
あんず(アブリコットを含む)	○	5	
すもも(ブルーンを含む)	●	0.5	10
うめ	○	5	5
おうとう(チェリーを含む)	○	10	10
いちご	○	2	2
ぶどう	○	10	10
かき	○	2	2
マンゴー	○	1	
その他の果実 ¹⁵	○	0.7	0.7
綿実	○	0.4	0.4
茶	○	25	25
みかんの果皮	○	10	10
その他のスペイス(みかんの果皮を除く。) ¹⁶	○	5	5
その他のハーブ ¹⁹	○	5	5
牛の筋肉	○	0.05	0.05
豚の筋肉	○	0.05	0.05
羊の筋肉	○	0.05	0.05
馬の筋肉	○	0.05	0.05
山羊の筋肉	○	0.05	0.05
牛の脂肪	○	0.05	0.05
豚の脂肪	○	0.05	0.05
羊の脂肪	○	0.05	0.05
馬の脂肪	○	0.05	0.05
山羊の脂肪	○	0.05	0.05
牛の肝臓	○	0.05	0.05
豚の肝臓	○	0.05	0.05
羊の肝臓	○	0.05	0.05

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
馬の肝臓	○ 0.05	0.05
山羊の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
羊の腎臓	○ 0.05	0.05
馬の腎臓	○ 0.05	0.05
山羊の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
羊の食用部分	○ 0.05	0.05
馬の食用部分	○ 0.05	0.05
山羊の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロブリド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904005号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	イミダクロブリドの一日摂取許容量（A D I）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年6月14日府食第596号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ウニコナゾールP										
評価品目の分類	農薬										
用 途	植物成長調整剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904006号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	ウニコナゾールPの一日摂取許容量（ADI）を0.016mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年5月31日府食第545号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 5月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成19年12月12日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月12日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月12日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	2.7	幼小児（1～6歳）	4.9	妊婦	2.1	高齢者（65歳以上）	2.6
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	2.7										
幼小児（1～6歳）	4.9										
妊婦	2.1										
高齢者（65歳以上）	2.6										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1212001号～1212003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

ウニコナゾールP

食品名	残留基準値
	ppm
レタス	0.05
たまねぎ	0.05
アボカド	0.5

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブコナゾール
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904008号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	テブコナゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.029mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年7月5日府食第652号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年11月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルフェンピラド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年10月23日付け厚生労働省発食安第1023007号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	—										
評価結果の概要	トルフェンピラドの一日摂取許容量（A D I）を0.0056mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年5月31日府食第546号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 5月 25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成19年12月12日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月12日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月12日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量(EDI)）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>36.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>57.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>32.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>42.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		EDI／ADI(%)	国民平均	36.8	幼小児（1～6歳）	57.5	妊婦	32.2	高齢者（65歳以上）	42.6
	EDI／ADI(%)										
国民平均	36.8										
幼小児（1～6歳）	57.5										
妊婦	32.2										
高齢者（65歳以上）	42.6										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1212001号～1212003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

トルフェンピラド

食品名	残留基準値
	ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	10
ピーマン	3
未成熟えんどう	2
ネクタリン	5
茶	20
その他のスパイス(注)	15

(注) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	アミトラズの一日摂取許容量（A D I）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年5月17日府食第482号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キノキシフェン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	キノキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.2mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月30日府食第827号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 8月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 1月 9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年 1月24日、食品規格に関する告示を公布。 平成20年1月24日から適用。ただし、一部の食品については平成20年7月24日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI／ADI(%)	国民平均	1.4	幼小児（1～6歳）	2.2	妊婦	1.3	高齢者（65歳以上）	1.0
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	1.4										
幼小児（1～6歳）	2.2										
妊婦	1.3										
高齢者（65歳以上）	1.0										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年 1月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0124001号～0124003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

キノキシフェン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.01
大麦	0.01
てんさい	0.03
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	20
ピーマン	1
その他のはす科野菜(注1)	10
すいか	0.08
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
おうとう(チェリーを含む)	0.4
いちご	1
他のベリー類果実(注2)	1
ぶどう	2
ホップ	1
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
他の陸棲哺乳類(注3)に属する動物の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.01
豚の食用部分	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
他の家きん(注4)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.02
他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.01
他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部位	0.01
他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
他の家きんの卵	0.01

(注 1) 「他のはす科野菜」とは、はす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注 2) 「他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注 3) 「他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注 4) 「他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロトホス										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	ジクロトホスの一日摂取許容量（ADI）を0.000066mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年5月24日府食第502号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 7月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	0.1	幼小児（1～6歳）	0.5	妊婦	0.1	高齢者（65歳以上）	0.1
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	0.1										
幼小児（1～6歳）	0.5										
妊婦	0.1										
高齢者（65歳以上）	0.1										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001号～1228003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

ジクロトホス

食品名	残留基準値 ppm
綿実	0.05

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シニドンエチル										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	シニドンエチルの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年5月24日府食第503号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のA D Iに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	2.4	幼小児（1～6歳）	5.6	妊婦	2.3	高齢者（65歳以上）	1.7
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	2.4										
幼小児（1～6歳）	5.6										
妊婦	2.3										
高齢者（65歳以上）	1.7										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001号～1228003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

シリドンエチル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.1
大麦	0.1
ライ麦	0.1
とうもろこし	0.1
そば	0.1
その他の穀類(注)	0.1
ホップ	0.1

(注) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニトラピリン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤(硝化阻害剤)
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	ニトラピリンの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年9月6日府食第847号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年10月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。 (食品規格(食品中の農薬の残留基準)を設定することが適當。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	フルリドンの一日摂取許容量（A D I）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月23日府食第801号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クミルロン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205001号、平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	一										
評価結果の概要	クミルロンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月9日府食第769号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 7月 3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 8月14日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年8月21日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年8月21日から適用。ただし、一部の食品については平成20年2月21日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	10.5	幼小児（1～6歳）	17.0	妊婦	9.3	高齢者（65歳以上）	10.4
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	10.5										
幼小児（1～6歳）	17.0										
妊婦	9.3										
高齢者（65歳以上）	10.4										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年8月21日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0821001号～0821003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡 										
その他特記事項											

別紙

クミルロン

食品名	残留基準 値ppm
魚介類	0.4

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シメコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205002号、平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	一										
評価結果の概要	シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月23日府食第800号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 7月 3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>26.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	23.9	幼小児（1～6歳）	50.0	妊婦	21.5	高齢者（65歳以上）	26.9
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	23.9										
幼小児（1～6歳）	50.0										
妊婦	21.5										
高齢者（65歳以上）	26.9										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001号～1228003号）し、周知するとともに監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。 										
その他特記事項											

別紙

シメコナゾール

食品名	残留基準値 ppm
米	0.1
大豆	0.2
ねぎ(リーキを含む)	0.2
にんにく	0.1
トマト	0.2
きゅうり(ガーキンを含む)	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実(注1)	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも	0.7
ネクタリン	0.5
あんず(アプリコットを含む)	1
すもも(プルーンを含む)	0.3
おうとう(チェリーを含む)	3
いちご	3
ぶどう	0.2
かき	0.2
茶	10
その他のスパイス(注2)	0.3
魚介類	0.02

(注 1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注 2) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アメトリン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	アメトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.072mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年9月13日府食第871号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（A D I）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年9月6日府食第848号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。 (食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適當。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年8月2日府食第749号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月22日府食第304号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月22日府食第304号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロビン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	アゾキシストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年12月21日府食第1030号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>フルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>ただし、本評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては、検討中である。</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年8月30日府食第822号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フルコール200注射液）及び豚の注射剤（フルコール100注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚の胸膜肺炎（フルコール100注射液）、牛の細菌性肺炎（フルコール200注射液）の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年3月11日付け16消安第9969号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> フルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年8月30日府食第823号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討することとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>フルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。（平成19年8月30日府食第824号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会調査会において審議</p> <p>平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成18年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロストントロメタミン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	黄体を後退させ発情を同期化、子宮収縮作用による分娩誘発
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016001号、
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>エチプロストントロメタミンは適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月31日府食第535号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の性周期の同調、黄体退行遅延に基づく卵巣疾患（黄体遺残、黄体囊腫）の治療（プロスタベットC）、豚の分娩誘発（プロスタベットS）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年4月21日付け17消安第13900号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）は適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成19年5月31日府食第534号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 4月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成17年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成19年 7月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。
(施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。	
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルトラズリル										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	コクシジウム病の予防及び治療										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年10月23日付け厚生労働省発食安第1023008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>トルトラズリルの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月10日府食第460号)</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成19年 6月22日、平成19年 7月 3日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>										
施策の概要等	<p>平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。</p> <p>平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。 平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	12.5	幼小児（1～6歳）	35.9	妊婦	11.8	高齢者（65歳以上）	12.3
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	12.5										
幼小児（1～6歳）	35.9										
妊婦	11.8										
高齢者（65歳以上）	12.3										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001～1228003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。 										
その他特記事項											

(別表)

トルトラズリル

食品名	残留基準値 ^{注1} ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	1
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する食用部分	1
鶏の筋肉	1
その他の家きん ² の筋肉	0.5
鶏の脂肪	2
その他の家きんの脂肪	1
鶏の肝臓	4
その他の家きんの肝臓	2
鶏の腎臓	4
その他の家きんの腎臓	2
鶏の食用部分	3
その他の家きんの食用部分	2

※残留基準を設定したトルトラズリルは、トルトラズリル並びにトルトラズリルスルホン及びトルトラズリルスルホキシドをトルトラズリル含量に換算したものの和をいうこと。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズ
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> アミトラズの一日摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「総合評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月17日府食第482号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	みつばち寄生ダニ（ミツバチヘギイタダニ）の駆除
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> アミトラズの一日摂取許容量（A D I）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄> なお、本製剤が適切に使用される限りにおいて、暫定基準値を超えないことは残留試験により確認されている。 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月17日府食第481号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 1月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 1月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 4月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 5月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 5月25日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年 6月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成18年 6月27日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中であるため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、厚生労働省で検討中であり当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マルボフロキサシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> マルボフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年8月9日府食第767号)</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 7月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>8.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	8.6	幼小児（1～6歳）	35.0	妊婦	10.0	高齢者（65歳以上）	8.4
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	8.6										
幼小児（1～6歳）	35.0										
妊婦	10.0										
高齢者（65歳以上）	8.4										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001～1228003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。 										
その他特記事項											

(別表)

マルボフロキサシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.15
豚の腎臓	0.1
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
乳	0.075

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の細菌性肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>マルボフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p>(平成19年8月9日府食第768号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 4月 5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年 9月13日、薬事・食品衛生審議会薬事から農林水産大臣に答申</p> <p>平成18年 9月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年 8月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年10月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフラン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	<評価書の通知書> ジノテフランの一日摂取許容量（ADI）を0.22mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年7月26日府食第722号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年10月 1日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年10月26日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年10月26日から適用。ただし、一部の食品については平成20年4月26日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>13.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	12.9	幼小児（1～6歳）	23.4	妊婦	10.3	高齢者（65歳以上）	13.9
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	12.9										
幼小児（1～6歳）	23.4										
妊婦	10.3										
高齢者（65歳以上）	13.9										
施策の実効性確保措置	・平成19年10月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1026001～003号）し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産残留安全協議会等に上記について連絡。										
その他特記事項											

(別紙1)

ジノテフラン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 2	1
大豆	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 3	3
かぶ類の根	○ 0.5	0.2
かぶ類の葉	○ 5	5
クレソン	○ 5	5
はくさい	○ 1.4	1.4
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 1.4	1.4
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	● 3	5
チングンサイ	○ 10	5
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 5	5
アーティチョーク	○ 5	5
チコリ	○ 5	5
エンダイブ	○ 5	5
しゅんぎく	○ 20	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	○ 5	5
その他のきく科野菜 ⁶	○ 5	5
ねぎ(りーキを含む)	○ 5	5
その他のゆり科野菜 ⁷	○ 0.7	0.7
にんじん	○ 0.7	0.2
パセリ	○ 5	5
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 ⁸	○ 5	5
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ⁹	○ 5	5
きゅうり(ガーベルを含む)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 2	2
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 2	2

ジノテフラン(つづき)

食品名		残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ほうれんそう	○	15	5
オクラ	○	2	
未成熟えんどう	○	5	
えだまめ	○	2	2
その他の野菜 ¹²	○	5	5
みかん	○	2	2
なつみかんの果実全体	○	1	1
レモン	○	3	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	○	3	3
グレープフルーツ	○	3	3
ライム	○	3	3
その他のかんきつ類果実 ¹³	○	3	3
りんご	●	0.5	0.7
日本なし	○	1	1
西洋なし	○	1	1
もも	○	3	3
ネクタリン	○	2	2
あんず(アブリコットを含む)	○	5	
すもも(ブルーンを含む)	●	0.5	10
うめ	○	5	5
おうとう(チェリーを含む)	○	10	10
いちご	○	2	2
ぶどう	○	10	10
かき	○	2	2
マンゴー	○	1	
その他の果実 ¹⁵	○	0.7	0.7
綿実	○	0.4	0.4
茶	○	25	25
みかんの果皮	○	10	10
その他のスペイス(みかんの果皮を除く。) ¹⁸	○	5	5
その他のハーブ ¹⁹	○	5	5
牛の筋肉	○	0.05	0.05
豚の筋肉	○	0.05	0.05
羊の筋肉	○	0.05	0.05
馬の筋肉	○	0.05	0.05
山羊の筋肉	○	0.05	0.05
牛の脂肪	○	0.05	0.05
豚の脂肪	○	0.05	0.05
羊の脂肪	○	0.05	0.05
馬の脂肪	○	0.05	0.05
山羊の脂肪	○	0.05	0.05
牛の肝臓	○	0.05	0.05
豚の肝臓	○	0.05	0.05
羊の肝臓	○	0.05	0.05

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
馬の肝臓	○ 0.05	0.05
山羊の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
羊の腎臓	○ 0.05	0.05
馬の腎臓	○ 0.05	0.05
山羊の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
羊の食用部分	○ 0.05	0.05
馬の食用部分	○ 0.05	0.05
山羊の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュバイト、エコスピード）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>ジノテフランの一日摂取許容量（A D I）を0.22mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>なお、本製剤は製剤を水に溶かした溶液を畜・鶏舎内及びその周辺の壁、柱等に塗布又は噴霧塗布して使用され、動物体に直接適用されない。また、ジノテフランは蒸気圧が$<1.7 \times 10^{-6}$ Pa(25°C)と極めて低く、常温・常圧下ではほとんど揮発しないと考えられることから、これを動物が吸入し暴露することも考えにくい。動物体への暴露が想定される最悪のケースは、空間に噴霧された薬剤が動物体に暴露するものであるが、臨床用量の5倍量を鶏、牛に直接噴霧した場合にも、血液、鶏卵、乳のいずれからもジノテフランは検出されないことが確認されている（定量限界0.01ppm）。</p> <p>このことから、本製剤については適切に使用される限りにおいて、製剤に含有される成分が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成19年7月26日府食第723号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 4月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 5月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 7月12日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年 9月13日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成18年 9月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月31日、薬事法第14条第1項に基づき承認。</p> <p>(施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> カナマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第536号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚丹毒の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</p> <p>（平成19年5月17日府食第479号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 5月25日、日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ボーシリスERY、ボーシリスERY「IV」）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚丹毒の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ボーシリスERY、ボーシリスERY「IV」）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成19年5月17日府食第479号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年10月17日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成18年11月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年 7月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>(施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p>
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアルロン酸ナトリウム
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	馬の非感染性関節炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> ヒアルロン酸ナトリウムが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年9月20日府食第903号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤（ハイオネート）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	馬の非感染性関節炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤（ハイオネート）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>(平成19年9月20日府食第903号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 4月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成18年 5月25日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月 2日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>(施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チルミコシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の肺炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112017号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、$40 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日のADIを見直す必要はないと考えられる。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、薬剤耐性菌を介した影響については平成15年12月8日付け15消安第3979号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中である。</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月17日府食第480号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年10月23日、平成19年11月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤（ミコラル経口液、経口用ミコラル）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、$40 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>なお、薬剤耐性菌を介した影響については平成15年12月8日付け15消安第3979号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中である。</p> <p>(平成19年5月17日府食第480号)</p>

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	<p>平成18年10月17日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年 7月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニトロフラン類（ニトロフラゾン、ニトロフラントイントイン、フラゾリドン及びフラルタドンをいう）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112018号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>ニトロフラン類（フラゾリドン、ニトロフラントイントイン、フラルタドン、ニトロフラゾン）及びその代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンにADIを設定することは適当ではない。セミカルバジド(SEM)についてはニトロフラゾン、1アミノヒダントイン、3アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンの使用にかかわらず複数種の食品から暴露されることが想定されるが、SEMの食品中の含有量、暴露量がEFSAで検討されているものと同程度であれば、SEMが生体に毒性影響を示す量と暴露量の間の暴露量の間の暴露マージンは大きく、リスクは小さいものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>しかしながら、本評価はあくまで暫定的なものであり、現在得られている知見からはADIあるいはTDIを設定することは出来ないことから、今後、代謝・毒性（短期・長期毒性、遺伝毒性、生殖発生毒性等）等の知見の収集が引き続き行われるべきである。</p> <p>また、国内におけるSEMの発生源、食品中の含有状況や乳幼児を含めたヒトの食品からの暴露量等について把握し、必要に応じて発生源対策や暴露の低減措置等が速やかに行われるべきであることを申し添える。</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月10日府食第461号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年 5月17日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年 5月31日、食品規格に関する告示を公布。同日から適用。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、食品において「不検出」とされる農薬等の成分であるニトロフラン類を改め、ニトロフラゾン、ニトロフラントイントイン、フラゾリドン及びフラルタドンする。ニトロフラン類試験法を改め、ニトロフラゾン試験法並びにニトロフラントイントイン、フラゾリドン及びフラルタドン試験法とし、ニトロフラゾン試験法の分析対象をSEMからニトロフラゾンに変更した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年 5月31日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0531001～003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産残留安全協議会等に上記について連絡。
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パロモマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>パロモマイシンの一日摂取許容量（A D I）を0.025mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月31日府食第537号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンジルペニシリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>一日摂取量を30 µg/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月31日府食第538号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリニューモウイルス感染症生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏の呼吸器症状の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</p> <p>(平成19年5月17日府食第478号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 5月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	トリニューモウイルス感染による鶏の呼吸器症状の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>(平成19年5月17日府食第478号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年10月17日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年 7月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p>
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	マレック病及び鶏痘の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月20日付け厚生労働省発食安第0420002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</p> <p>（平成19年6月28日府食第635号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 5月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン（日生研イノボMD2価・FPワクチン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	マレック病及び鶏痘の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年4月20日付け18消安第14995号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン（日生研イノボMD2価・FPワクチン）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成19年6月28日府食第636号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 2月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成19年 3月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年 7月17日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>(施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p>
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚繁殖・呼吸障害症候群発症の軽減
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月20日付け厚生労働省発食安第0420003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（イングルバック P R R S 生ワクチン）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</p> <p>（平成19年9月6日府食第846号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年8月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（イングルバック P R R S 生ワクチン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚繁殖・呼吸障害症候群発症の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年4月20日付け18消安第14995号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（イングルバック P R R S 生ワクチン）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成19年9月6日府食第846号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 2月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成19年 3月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月 2日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>(施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚オーエスキ一病 (gI-, tk-) 生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚のオーエスキ一病の発症予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>豚オーエスキ一病 (gI-, tk-) 生ワクチン (ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50) が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</p> <p>(平成19年9月20日府食第901号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 8月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月17日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚オーエスキ一病 (g I-, t k-) 生ワクチン (ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚のオーエスキ一病の発症予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年7月13日付け19消安第3789号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>豚オーエスキ一病 (g I-, t k-) 生ワクチン (ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50) が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>(平成19年9月20日府食第901号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 5月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議</p> <p>平成19年 6月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年 9月28日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	平成20年 1月18日、薬事法第14条第1項に基づき承認。
(施策の概要)	
申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認。	
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	種鶏を免疫し、介卵性移行抗体による雛の鶏貧血ウイルス感染症の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（ノビリス C A V P 4）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>(平成19年9月20日府食第902号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年8月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（ノビリス CAV P 4）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	種鶏を免疫し、介卵性移行抗体による雛の鶏貧血ウイルス感染症の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年7月13日付け19消安第3789号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（ノビリス CAV P 4）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>(平成19年9月20日府食第902号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 5月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成19年 6月 15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月 1日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>(施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p>
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルニキシン（フルニキシンメグルミン）										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	馬の運動器疾患に伴う炎症及び疼痛の緩和、疝痛時の鎮痛										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913005号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718020号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	<評価書の通知書> フルニキシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成18年12月14日府食第1005号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 5月25日、平成19年 6月22日、平成19年 7月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	2.7	幼小児（1～6歳）	8.7	妊婦	3.0	高齢者（65歳以上）	2.6
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	2.7										
幼小児（1～6歳）	8.7										
妊婦	3.0										
高齢者（65歳以上）	2.6										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001～003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。 										
その他特記事項											

(継続 18 下)

(別表)

フルニキシン

食品名	残留基準値 (ppm)
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する脂肪	0.02
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する腎臓	0.2
牛の食用部分	0.3
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する食用部分	0.2
乳	0.04

1、「他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものという。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフル										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913008号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718022号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>セフチオフルの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌に介した影響について考慮する必要があり、これについてはなお検討中である。また、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年1月18日府食第00059号)</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成19年 5月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年11月 5日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>										
施策の概要等	<p>平成19年12月12日、食品規格に関する告示を公布。</p> <p>平成19年12月12日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月12日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	5.1	幼小児（1～6歳）	11.5	妊婦	5.3	高齢者（65歳以上）	5.0
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	5.1										
幼小児（1～6歳）	11.5										
妊婦	5.3										
高齢者（65歳以上）	5.0										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1212001～003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。 										
その他特記事項											

(継続 18 下)

(別表)

セフチオフル

食品名	残留基準 値 ^{注1} (ppm)
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	15
牛の食用部分	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2

※残留基準を設定したセフチオフルは、セフチオフル及びセフチオフル代謝物をデスフロイルセフチオフル含量に換算したものの和をいうこと。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、その他の陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌に介した影響について考慮する必要があり、これについてはなお検討中である。また、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年1月18日府食第00058号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メロキシカム										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	牛の急性及び亜急性細菌性肺炎に伴う臨床症状の軽減										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718037号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	一										
評価結果の概要	メロキシカムの一日摂取許容量（ADI）を0.00063mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月22日府食第302号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 7月 3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月28日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>46.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.8</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI／ADI(%)	国民平均	11.0	幼小児（1～6歳）	46.0	妊婦	13.0	高齢者（65歳以上）	10.8
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	11.0										
幼小児（1～6歳）	46.0										
妊婦	13.0										
高齢者（65歳以上）	10.8										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	・平成19年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1228001～003号）し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。										
その他特記事項											

(継続 18 下)

(別表)

メロキシカム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02

1. 「他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤（メタカム2%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の急性及び亜急性細菌性肺炎に伴う臨床症状の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年4月21日付け17消安第13900号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	<評価書の通知書> メロキシカムの一日摂取許容量（ADI）を0.00063mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月22日府食第301号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成17年10月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成17年11月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 2月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 3月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年 3月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	<p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中であるため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、厚生労働省で検討中であり当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アボパルシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	<p>アボパルシンについては、国内及び主要国で製造、販売及び使用実態がないとされている。また、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）におけるアボパルシンの食品中の残留基準を削除した場合、貴省により、同規格基準 第1 食品の部 A 食品一般の成分規格 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」の管理措置がとられることとなると承知している。したがって、当該管理措置が適正に実施される場合にあっては、アボパルシンが残留した食品が国内に流通する可能性は無いと考えられるので、当該残留基準の削除は食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。</p> <p>（平成19年3月23日府食第303号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年 5月31日、平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年 9月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月26日、食品規格に関する告示を公布。</p> <p>平成20年 4月26日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1026001～003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会、農林水産省、水産庁、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。
その他特記事項	

(継続 18 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ドラメクチン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	動物用の寄生虫の駆除										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	ドラメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年6月8日府食第466号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11月 5日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月12日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月12日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月12日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>51.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	19.9	幼小児（1～6歳）	51.9	妊婦	20.9	高齢者（65歳以上）	19.6
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	19.9										
幼小児（1～6歳）	51.9										
妊婦	20.9										
高齢者（65歳以上）	19.6										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1212001～003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。 										
その他特記事項	－										

(継続 18 上)

(別表)

ドラメクチン

食品名	残留基準値 (ppm)
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.15
豚の脂肪	0.15
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.015

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第400号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等 (施策の概要)	<p>【リスク評価結果との関係】 本剤は農薬としても使用されることから、平成19年9月現在、農薬としての残留基準設定に係る食品健康影響評価を依頼中。当該評価結果を受けた後に、速やかに薬事・食品衛生審議会において農薬、動物用医薬品としての残留基準設定に係る審議を行う予定。</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤及びエトキサゾール（原液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	動物用殺虫剤（牛に寄生するマダニ卵の孵化阻害及び幼・若ダニの脱皮の阻害）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成15年8月5日付け15消安第987号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第399号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 1月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 4月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 7月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 8月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中であるため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、厚生労働省で検討中であり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%H V液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%H V）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量（A D I）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。（平成18年5月18日府食第401号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 18 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキサルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>オフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。</p> <p>(平成17年11月24日府食第1141号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）、牛の注射剤（ミコチル300注射剤）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	製剤原料及び牛の肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。</p> <p><評価書「再審査に係る評価について」抄> なお、薬剤耐性菌を介した影響については平成15年12月8日付け15消安第3979号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中である。 (平成17年12月22日府食第1212号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年12月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成17年 3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17 下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	豚における細菌性肺炎の治療										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年8月22日付け厚生労働省発食安第0822003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	ジフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年8月25日府食第827号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年11年 5日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年12月12日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年12月12日から適用。ただし、一部の食品については平成20年6月12日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>2.37</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.11</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	1.05	幼小児（1～6歳）	2.37	妊婦	1.11	高齢者（65歳以上）	1.03
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	1.05										
幼小児（1～6歳）	2.37										
妊婦	1.11										
高齢者（65歳以上）	1.03										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1212001～003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。 										
その他特記事項	－										

(継続 17 上)

(別表)

ジフロキサシン

食品名	残留基準値 (ppm)
豚の筋肉	0.02
豚の脂肪	0.02
豚の肝臓	0.02
豚の腎臓	0.02
豚の食用部分	0.02

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散25%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>ジフロキサシンの一日摂取許容量（A D I）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。</p> <p>(平成17年7月14日府食第692号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20%（原薬））及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックス-20、同一-50、同一-100）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	製造用原体及び豚の肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年12月3日付け16消安第6970号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。</p> <p><評価書「再審査に係る評価について」抄> 本剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。</p> <p>(平成17年5月19日府食第522号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年 6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にはいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて、施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	水道により供給される水の水質基準の設定（塩素酸）
評価品目の分類	化学物質
用 途	水道水の消毒剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月31日付け厚生労働省発健第0831008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第7号
評 価 目 的	水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μg/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第281号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月23日、6月25日、水質基準逐次改正検討会において、水質基準の設定につき検討。 平成19年10月26日、厚生科学審議会生活環境水道部会において、水質基準の設定等につき審議、了承。 平成19年11月14日、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(平成19年厚生労働省令第135号)、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第386号)、「水道法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年厚生労働省令第136号)及び「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成19年厚生労働省令第137号)を公布。(一部を除き平成20年4月1日から施行)
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道法第4条第2項の規定に基づき定められている水質基準に、「塩素酸」を追加し、その基準値を「0.6mg/l以下であること」とした。 また、塩素酸に係る水質基準の設定に伴い、水道法施行規則、水道施設の技術的基準を定める省令及び水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の所要の改正を行った。 <p>【リスク評価結果との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 塩素酸の主たる汚染源である次亜塩素酸ナトリウムは、浄水処理に直接使用されることを考慮し、TDIに占める飲料水の寄与率を80%とし、体重50kgのヒトが1日2L飲むと仮定して、水質基準値を0.6mg/l以下と算定した。
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 水道法第4条において、水道により供給される水は、水質基準を満たすものでなければならないこととされている。 省令等の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区及び水道事業者等に対して確実に周知するため、平成19年11月15日に施行通知等を発出した。 なお、水質基準項目等については、毎年の水質検査実施状況、検出状況のデータを調査しており、塩素酸についてもこれにより水質基準の遵守状況を把握することができる。
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を $0.71 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,4-ジオキサン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,4-ジオキサンの耐容一日摂取量を16 μg/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第274号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第275号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス1, 2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 2-ジクロロエチレン（シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス1, 2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を $17 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第276号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等 (施策の概要)	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μg/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を $2.7 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第278号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を $4.5 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を $136 \mu\text{g/kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第280号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正（ポリエチレンテレフタレートの追加）
評価品目の分類	器具・容器包装
用 途	乳等の容器包装
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月11日付け厚生労働省発食安第1211002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	容器包装の原材料として、ポリエチレンテレフタレートを追加すること
評価結果の概要	食品等に使用されるポリエチレンテレフタレート並びに乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく乳製品及び調整粉乳に使用されているポリエチレンテレフタレートの安全性が、現行の規格基準により確保されていることを前提とし、容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限りにおいて、今回申請されたポリエチレンテレフタレートは、牛乳等に使用しても十分な安全性を確保している。 (平成19年3月8日府食第232号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会において審議 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 9月 5日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年10月30日、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）の一部を改正する省令を公布。同日から適用。 (施策の概要) ・ 食品衛生法第18条に基づき、乳等省令別表の四の（二）の（1）の1に規定する、牛乳等の販売用の容器包装に用いることができる合成樹脂にポリエチレンテレフタレートを追加。 ・ 上記改正に伴い、乳等省令別表の四の（二）の（1）の1及び2に規定する容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準を改正。 ・ なお、食品等事業者に対しては、開栓後の再密栓及び携行等における不適切な取扱いによる健康被害の発生を防止する観点から、消費者に対し当該製品の適切かつ衛生的な取扱いに関する情報提供を行うよう都道府県等へ指導要請。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・ 平成19年10月30日、省令の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安第1030001～003号）し、監視指導を要請。 ・ 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、（社）乳業協会等に上記について連絡。
その他特記事項	—

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
評価品目の分類	器具・容器包装
用 途	野菜や果物等の袋や容器、惣菜や弁当用のトレー、菓子類の包装等
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年8月30日付け厚生労働省発食安第0830001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具及び容器包装に係る規格を新たに設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	<p>ポリ乳酸を器具又は容器包装として使用する場合に考慮すべき物質、及びそのADIとして、以下の結論が考えられた。</p> <p>ラクチド 0.1mg/kg 体重/日</p> <p>ただし、D-乳酸の含有率、添加剤等の組成及び使用条件で溶出性、分解性が大きく変化する可能性があることから、適切な管理措置の設定が必要である。</p> <p>(平成17年5月26日府食523号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において審議</p> <p>平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年 8月23日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> <p>(ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、次のとおり規格基準を設定することが適当である。</p> <p>総乳酸30μg/ml以下。</p> <p>蒸発残留物30μg/ml以下。</p> <p>使用温度が40°Cを超える器具又は容器包装を製造する場合は、D-乳酸含有率が 6%を超えるポリ乳酸を使用してはならない。ただし、100°C以下で 30分以内または 66°C以下で 2時間以内の使用にあってはこの限りではない。)</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>平成19年10月30日、合成樹脂製の器具又は容器包装の規格基準にポリ乳酸を主成分とする合成樹脂の規格基準を追加。(同日、告示及び通知を発出。)</p> <p>平成20年1月30日までに製造又は輸入されたものは、なお従前のとおり取り扱うことができる。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>リスク評価結果(ラクチドのADI 0.1mg/kg 体重/日)を踏まえ、これを超えないように乳酸の溶出限度値として総乳酸量を30μg/ml以下とした。また、D-乳酸の含有率等による分解性の変化については、製造基準を設けることにより適切に管理措置を設定した。</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 17 上)

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月19日付け厚生労働省発食安第0519003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年8月2日府食第744号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	－
施策の概要等	<p>平成19年 8月17日、食品の規格基準に関する告示を公布。</p> <p>(施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月29日付け厚生労働省発食安第0929001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年7月12日府食第671号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	－
施策の概要等	平成19年 8月17日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。
【リスク評価結果との関係】	特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロテアーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物（各種たんぱく質の分解等に使用）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月29日付け厚生労働省発食安第0129011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の評価対象ではないと判断した。 (平成19年7月12日府食第672号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	<p>平成19年7月18日、申請者に対して通知。</p> <p>(施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月19日付け厚生労働省発食安第0219001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年9月6日府食第844号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	－
施策の概要等	平成19年11月6日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。
【リスク評価結果との関係】	特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月19日付け厚生労働省発食安第0219001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年9月27日府食第919号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	－
施策の概要等	平成19年11月12日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月20日付け厚生労働省発食安第0720001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについて安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、同食品がヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年9月20日府食第897号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	<p>平成19年11月 6日、食品の規格基準に関する告示を公布。</p> <p>(施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月20日付け厚生労働省発食安第0820001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについて安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、同食品がヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年9月20日府食第898号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
施策の概要等	<p>平成19年11月 6日、食品の規格基準に関する告示を公布。</p> <p>(施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月20日付け厚生労働省発食安第0820001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについて安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、同食品がヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年9月20日府食第899号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
施策の概要等	<p>平成19年11月 6日、食品の規格基準に関する告示を公布。</p> <p>(施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月20日付け厚生労働省発食安第0820001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについて安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、同食品がヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年9月20日府食第900号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
施策の概要等	<p>平成19年11月 6日、食品の規格基準に関する告示を公布。</p> <p>(施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	高リシントウモロコシLY038系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	家畜及び家禽用の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年12月9日付け17消安第9378号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評 価 目 的	・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないと判断した。 (平成19年6月7日府食569号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月20日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年 3月20日、農業資材審議会から答申
施策の概要等	平成19年 8月22日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要)
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	家畜及び家禽用の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年5月22日付け18消安第1722号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評 価 目 的	・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないと判断した。 (平成19年8月9日府食766号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 6月26日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年 6月26日、農業資材審議会から答申
施策の概要等	平成19年 8月22日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要)
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	家畜及び家禽用の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年9月29日付け18消安第7367号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評 価 目 的	・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないと判断した。 (平成19年7月19日府食698号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月20日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年 3月20日、農業資材審議会から答申
施策の概要等	平成19年 8月22日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要)
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	家畜及び家禽用の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年2月19日付け18消安第13123号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評 価 目 的	・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないと判断した。 (平成19年9月13日府食870号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 6月26日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年 6月26日、農業資材審議会から答申
施策の概要等	平成19年10月 2日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要)
【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	毎日コツコツふりかけ
評価品目の分類	新開発食品
用 途	カルシウムを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨粗鬆症になるリスクを低減する旨を特定の保健の目的とするふりかけ形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112028号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題ないと判断した。</p> <p><評価書「安全性に関する審査結果」抄></p> <p>一方、17歳以下の小児については過剰摂取に関する十分な知見がなく、今回上限値設定に係る安全性評価はできなかったが、既に多くのカルシウムを関与成分とする特定保健用食品が認可され、またカルシウムを栄養成分とする栄養機能食品が販売されているが、いずれも小児への特別の対応がとられていない状況にあっても、特段の健康被害事例の報告がない現状を考慮するとともに、リスク管理機関においては、引き続き、国内外の安全性に関する情報の収集に努めることが肝要であることを申し添える。</p> <p>なお、「医師の治療を受けている人は、医師に相談すること」については、注意喚起の表示を行う必要があると考える。</p> <p>また、本食品はふりかけ形態の食品であることから、食塩の過剰摂取につながる可能性については議論があった。本食品1日摂取目安量での食塩相当量は0.5gであり、リスク管理機関においては、本食品のラベルや調理例モデル等を含め食塩の過剰摂取につながらないよう配慮を行うことが必要であると考える。</p> <p>(平成19年5月10日府食第452号)</p>

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	<p>平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発評価第2調査会において審議</p> <p>平成19年6月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議</p> <p>平成19年7月10日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月23日、許可</p> <p>(施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 摂取をする上での注意事項として「医師の治療を受けている人は、医師に相談してください」と「本品には1袋あたり食塩0.5g相当の塩分が含まれています。塩分の過剰摂取につながる可能性がありますので、1日あたりの摂取目安量をお守りください」と表示</p>
施策の実効性確保措置	平成19年10月23日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	おなか納豆
評価品目の分類	新開発食品
用 途	納豆菌 (<i>Bacillus subtilis</i> K-2 株) 芽胞を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子を整える旨を特定の保健の目的とする納豆形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月14日付け厚生労働省発食安第0514001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	<p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題ないと判断した。</p> <p><評価書「安全性に関する審査結果」抄></p> <p>また、審議において本食品は血液凝固作用をもつビタミンK（納豆由来）を豊富に含むことから、抗凝血剤（ワルファリンカリウム）服用者への注意喚起表示の必要性について、①「安全サイドに立ち、ワルファリンカリウム服用者への情報提供の観点から、注意喚起表示をするべき」との意見がある一方で、②「ワルファリンカリウム服用者は、医療機関等において納豆等のビタミンKを豊富に含む食品を控える旨適切に指導されていることから、本食品への注意喚起表示は不要」、③「一般に販売されている納豆に注意喚起表示がないことから、本食品のみに注意喚起表示が付けられると、本食品に特異的に血液凝固作用があるような誤解を生じるのではないか」等との意見があった。</p> <p>以上の審議及び一般に販売されている納豆と同様の形態で既に許可されている特定保健用食品には、ワルファリンカリウム服用者を対象とした注意喚起表示が行われていないことを踏まえ、食品安全委員会新開発食品専門調査会としては、本食品が一般に販売されている納豆と同様の形態であること及び医療機関等においても今後も適切に指導が行われるものと考え、ワルファリンカリウム服用者を対象とした本食品の注意喚起表示は必要ないと判断された。</p> <p>(平成19年8月2日府食第745号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年2月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発評価第2調査会において審議</p> <p>平成19年9月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議</p> <p>平成19年 9月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月23日、許可</p> <p>(施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	平成19年10月23日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ガイオ タガトース
評価品目の分類	新開発食品
用 途	D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	<p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。</p> <p><評価書「5. その他」抄></p> <p>ヒト試験において、D-タガトースを摂取することによる血漿尿酸値及び血清尿酸値への影響を下表のとおりまとめた。</p> <p>(略)</p> <p>ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験（引用文献⑫⑬⑭）においては血漿尿酸値が上昇することについて累積性は認められないが、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験（引用文献⑯⑰）において、また、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品一日摂取目安量(7.5 g / 日)の2倍量単回摂取試験（引用文献⑯）において、本食品の摂取に伴い、血漿尿酸値が上昇後初期値に戻ることが確認されていない。</p> <p>食品安全委員会新開発食品専門調査会においては、このことについて、糖尿病患者や通風患者等の病態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示等他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において適切な管理措置を行うべきと考える。講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたい。</p> <p>なお、遺伝性果糖不耐症患者への対応としては、我が国における患者発生数が非常に少なく（平成14、15年度小児慢性特定疾患治療研究事業での登録者数は1人）、義務的な注意喚起をする必要性はないが、リスク管理機関としては、専門医、患者への適切な対応を検討されたい。</p> <p>（平成18年6月8日府食第464号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	有効性審査等に関する資料の整理中
施策の概要等 （施策の概要）	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン
評価品目の分類	新開発食品
用 途	カルシウム及びイソフラボンアグリコンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	<p><評価書「4. 安全性に係る審査結果」抄></p> <p>「オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン」については、別添「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」に基づき、次のとおり判断される。</p> <p>(1) 閉経前女性、閉経後女性及び男性が、日常の食生活に加えて、本食品をその摂取目安量の範囲で適切に摂取する限りにおいては、安全性に問題ないと判断される。</p> <p>(2) 妊婦（妊娠の可能性のある方を含む）、胎児（妊婦が対象）、乳幼児、小児が、日常の食生活における大豆イソフラボンの摂取に加え、本食品を摂取することについて、安全性の観点から推奨できない、と判断される。</p> <p>以上の結果を踏まえ、特に大豆イソフラボンの安全性の観点から、本食品には、「妊娠、乳幼児、小児の方は摂取しない旨」、「他のイソフラボン含有サプリメントとの併用はしない旨」、「過剰摂取はしない旨」等の内容の注意喚起の表示を行う必要があるので考えるでの申し添える。</p> <p>(平成18年5月11日府食第373号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年11月14日、平成19年2月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定)
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	自然のちから サンバナバ
評価品目の分類	新開発食品
用 途	コロソリン酸を特定の保健の目的に資する関与成分とし、食後に上昇する血糖値を下げる旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題ないと判断した。 (平成17年4月28日府食第443号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年12月26日 申請者より申請取下げ願い提出
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 1 7 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リメイク コレステブロック 粒
評価品目の分類	新開発食品
用 途	リン脂質結合大豆ペプチドを特定の保健の目的に資する関与成分とし、血中コレステロール値が高めの方に役立つ旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年5月28日付け厚生労働省発食安第0528002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題ないと判断した。</p> <p><評価書「安全性に係る審査結果」抄> なお、本食品と脂溶性の医薬品を併用することで、医薬品の作用を低下させる等の影響が考えられることについて、念のため、注意喚起を行う必要があると考えるので申し添える。</p> <p>(平成17年7月7日府食第676号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年11月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成20年3月19日、申請者より申請取り下げ願い提出
施策の概要等 (施策の概要)	 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 17 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアルロモイスチャーS
評価品目の分類	新開発食品
用 途	ヒアルロン酸を特定の保健の目的に資する関与成分とし、肌の乾燥が気になる方に適した旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題ないと判断した。</p> <p><評価書「安全性に係る審査結果」抄> なお、既にヒアルロン酸に対する抗体を有するヒトが本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応をおこすとは考え難いが、個人差があることも考慮して、その旨、注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。</p> <p>(平成16年10月14日府食第1035号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定)
施策の概要等 (施策の概要)	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 1 6 下)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブリトロール
評価品目の分類	新開発食品
用 途	キトサンを特定の保健の目的に資する関与成分とし、尿酸値が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題ないと判断した。 (平成17年1月27日府食第69号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月28日 申請者より申請取下げ願提出
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 16 下)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アボパルシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	一
評価結果の概要	<p>アボパルシンについては、国内及び主要国で製造、販売及び使用実態がないとされている。また、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）におけるアボパルシンの食品中の残留基準を削除した場合、貴省により、同規格基準 第1 食品の部 A 食品一般の成分規格 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」の管理措置がとられることとなると承知している。したがって、当該管理措置が適正に実施される場合にあっては、アボパルシンが残留した食品が国内に流通する可能性は無いと考えられるので、当該残留基準の削除は食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。</p> <p>（平成19年3月23日府食第303号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年 9月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月26日、食品規格に関する告示を公布。</p> <p>平成20年 4月26日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1026001～003号）し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産物残留安全協議会等に上記について連絡。
その他特記事項	

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルコン酸カルシウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9245号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評 価 目 的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第270号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会から答申 平成20年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施
施策の概要等	飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け準備中 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二ギ酸カリウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9246号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評 価 目 的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第271号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会から答申 平成20年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施
施策の概要等	飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け準備中 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ギ酸カルシウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9247号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評 価 目 的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的な内容	—
評価結果の概要	飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第272号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会から答申 平成19年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施
施策の概要等	飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け準備中 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 下)